

**平成30年度第1回**  
**さいたま市福祉有償運送運営協議会**  
**議 事 要 旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：平成30年5月22日（火）9：30～11：30

2. 場 所：エコ計画ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（50音順）

青木 宏之 埼玉運輸支局

赤木 悦治 埼玉交通運輸労働組合

伊藤 みどり 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

奥田 正教 社会福祉法人 邑元会

河原塚 政行 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

佐藤 真奈子 保健福祉局長寿応援部

瀧口 修一 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

中村 正利 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

蓮見 実 浦和区健康福祉部保健センター

町田 孝良 保健福祉局福祉部

柳 政男 埼玉県企画財政部交通政策課

雪竹 伯宏 特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（50音順）

天沼 律子 利用者家族

今井 崇子 西区健康福祉部支援課

平野 浩一 岩槻区健康福祉部高齢介護課

深谷 忠男 埼玉県個人タクシー協会

5. 傍聴人：0人

## 【次第】

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 協 議

(1) 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

(2) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 社会福祉法人 浦和福祉会
- ・ 特定非営利活動法人 ビーポップ
- ・ 特定非営利活動法人 ねがいのいえ

(3) 新規登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish
- ・ 一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス

### 4 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

### 5 閉 会

## 【配付資料】

○平成30年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○平成30年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○平成30年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

○資料2 更新登録申請書（社会福祉法人 浦和福祉会）

○資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ビーポップ）

○資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ねがいのいえ）

○資料5 新規登録申請書（特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish）

○資料6 新規登録申請書（一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス）

○資料7 軽微な事項等の変更について

○参考資料

## 【要旨】

### ●さいたま市福祉有償運送運営協議会新任委員の紹介について

新たに就任した青木委員、柳委員の紹介及び委嘱状交付

本市人事異動（平成 30 年 4 月 1 日付け）により新たに任命された町田委員、蓮見委員の紹介

### ●「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

#### ○事務局より、資料 1 に基づき概要説明

町田会長      ガイドラインは今年の 3 月に示されたが、事業者登録の有効期限などを鑑み、今回は従来通りの協議を行い、県の連絡会議を経て、考え方を踏まえた上で、本市運営協議会の対応を決めていきたいという事務局からの提案であるが、いかがか。

委員一同      異議なし。

町田会長      それでは、今回は従来通りの協議を行うということで、進めさせていただきます。

### ●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 浦和福祉会）

#### ○事務局より、更新登録申請の概要説明

#### ○社会福祉法人 浦和福祉会 入室

#### ○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤委員      旅客から収受する対価について、迎車回送料金について伺いたい。2 km まで 200 円、以後 1 km あたり 150 円とあるが、旅客を家まで迎えに行くとき、家まで送るとき、もしくは両方など、どのような場面に徴収しているのか。

事業者      家まで迎えに行くときだけ徴収しています。

伊藤委員      旅客名簿に記載のある旅客は、浦和福祉会の提供する、定款に定められた福祉サービス等を利用している方か、それとも福祉有償運送の利用のみか、あるいはそれぞれ混在しているのか。

事業者      定款にある通り、老人デイサービス事業などを実施しています。

伊藤委員 デイなどの利用者が、福祉有償運送も利用しているということか。

事業者 はい。訪問介護と障害福祉サービスの利用者が、福祉有償運送を利用しています。

伊藤委員 デイサービスではなく、病院等に向かうときに利用するということか。

事業者 はい。輸送の際には、常に訪問介護員がついております。

柳委員 2台の車のうち、1台は保険に入っているが、もう1台は未加入ということか。

事業者 加入済みです。市へ更新登録申請書を提出したときは、まだ車両を入れ替える前だったため、宣誓書を添付しましたが、現在は新車の納車も済み、既に入れ替えております。

柳委員 既に新車へ入れ替えており、事業所に配置されているという理解でよろしいか。

事業者 はい。

青木委員 この申請に限らず、全てに対して言えることだが、更新登録の際に、重大事故や苦情処理の状況について、確認はしないのか。

事務局 該当する事案が生じた際に報告を受けることになっておりますが、更新のつど確認はしておりません。

青木委員 事故や苦情の発生は、更新登録に当たっては、有効期間を2年とするか3年とするか、判断材料のひとつとなる。事前にヒアリングしておくほうが良い。

事務局 検討いたします。

町田会長 今回は、この場で事業者へ直接確認することとさせていただく。事業者へ伺うが、前回の更新から今日まで、事故や苦情など発生したことはあったか。

事業者 ありません。

奥田委員 運行管理マニュアルについて、施行日が空欄になっているが、いつから運用しているマニュアルなのか。

事業者 今年の4月1日からです。

町田会長 既に施行されているという理解でよろしいか。

事業者 はい。

○社会福祉法人 浦和福祉会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ビーポップ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ビーポップ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

県交通政策課 車検証が5月28日で切れる。埼玉県へ更新登録するときには有効期限が切れていると思われるが、対応はいかがか。

事業者 新しい車検証の手続きは済んでおります。

県交通政策課 保険証も6月に有効期限が切れるが、こちらはいかがか。

事業者 更新済みです。

県交通政策課 埼玉県へ申請する際は、新しいものを添付していただきたい。

柳委員 会員が86名と多いが、車は3台となっている。利用者は電話で申し込むのか。

事業者 定期的な輸送は行っていません。プールなどの外出時に利用されています。名簿には、旅客として登録されていますが、実際には利用していない人も含まれています。例えば、家族と2人暮らしで、夜中に家族と病院へ向かい、そのまま入院となってしまい、本人は帰れなくなってしまった、というような緊急時に備えて登録している人もいます。

柳委員 事前に電話を受けて、輸送を行うということか。

事業者 24時間体制でスタッフが交代で電話受付など対応しております。

柳委員 利用希望が重なり対応できなくなることはないか。

事業者 学齢期とそうでない世代で、利用する時間帯が異なり、3台でやりくりして対応しております。

雪竹委員 救急救命の研修はどのようなことをやっているのか。

事業者 消防に事業所へ来てもらい、初級蘇生法やAEDの使い方などの研修を行っています。消防でも、障害の特性への対応など知りたいようで、年1回ディスカッションを行っています。

雪竹委員 地域へ声をかけて開催しているのか。

事業者 大学生による学生ボランティアを募り、20～30人で実施しています。

町田会長 これまで福祉有償運送を実施する中で、事故や苦情が発生したことはあるか。

事業者 ありません。苦情についても、苦情申し立ての制度はありますが、利用されたことはありません。

青木委員 運送の区域はさいたま市のみか。

事業者 基本的には市内のみです。

青木委員 旅客名簿を拝見すると、川口市や鴻巣市、蕨市在住の方がいるが、運送の区域はさいたま市のみという理解で良いか。

伊藤委員 発着のいずれかがさいたま市内であれば問題ないはず。そういう利用であるということか。

事業者 はい。

青木委員 発着のいずれもがさいたま市ではない場合、区域外の運送となるため、ご留意いただきたい。

また、対価について、初乗り500円とあるが、300円ではないか。利用料金一覧と齟齬があるように見受けられるが、どのような場合に距離制を適用するか、時間制を適用するか、利用者にはどのように説明されているのか。

事業者 初乗りは300円です。対価については、年度初めに距離制の適用を説明しています。時間制の利用はありません。

青木委員 福祉有償運送を実施する団体として、旅客から収受する対価についてはルールを示さなければならない。距離制と時間制を併用することは問題ないが、どのケースならどの対価になるのか、利用者が不公平感を持たないように、明確にし、説明する必要がある。明確なルールの提示は当然のことである。

中村委員 一覧表を拝見すると、6時間を超えたら生活サポート事業を適用して時間制による対価を収受し、6時間を超えない範囲は距離制による対価を収受する、というのは理解できる。

青木委員 そういった具体的なルールの説明を、委員からの補足ではなく、事業者から伺いたかった。

伊藤委員 生活サポートの利用希望はないのか。

事業者 生活サポートの利用はありますが、送迎の希望はありません。

町田会長 生活サポートの利用者に送迎の希望がないため、福祉有償運送の利用希望者に

対して、年度初めに距離制で説明しているということか。

事業者 はい。

柳委員 初乗りの部分は数字の修正が必要である。

町田会長 初乗りの500円を300円へ修正の上、書類を差し替えていただきたい。

伊藤委員 対価については、生活サポートを利用するときは時間制とするなど、明確に書いておくと良い。

青木委員 新規登録ならわかるが、更新登録する事業者であるため、これらの説明は事業者からスムーズに答えられるようにしていただきたい。

○特定非営利活動法人 ビーポップ 退室

○特定非営利活動法人 ビーポップの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ねがいのいえ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ねがいのいえ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

町田会長 これまで事故や苦情が発生したことはあるか。

事業者 ありません。

県交通政策課 免許証を拝見すると、有効期限が近い方がいる。埼玉県へ更新登録申請する際は、更新後の免許証の写しを添付していただきたい。また、履歴事項全部証明書については、平成30年1月10日付けで発行されたものになっているが、直近3ヶ月以内の証明書の原本が必要であるため、取り直し等ご対応いただきたい。

伊藤委員 登録されている旅客のうち、生活サポートを利用する方と利用していない方の割合はどれぐらいか。

事業者 生活サポートを利用している方が8割ほどです。

伊藤委員 生活サポートを利用し、福祉有償運送による送迎を希望する方が8割という理解でよろしいか。

事業者 はい。

柳委員 運転者は5名ということだが、運転者講習の修了証のみが添付されている1名は、運転者ではないということか。

事業者 現在は退職しております。運転者ではありません。

瀧口委員 旅客名簿を拝見すると、ほとんどが上尾市在住だが、市内の方はいないのか。

事業者 現状、上尾市在住の方の利用者登録が多いです。

奥田委員 2014年以降、新規の利用希望者は特にいないということか。

事業者 ありません。

伊藤委員 利用希望はあるが、人員等対応できる能力がないということではなく、利用希望そのものがないということか。

事業者 はい。

青木委員 上尾市と伊奈市に関して、更新登録の手続きは進めているか。

事業者 協議は終わっています。

青木委員 何か指摘はあったか。

事業者 特にありませんでした。

○特定非営利活動法人 ねがいのいえ 退室

○特定非営利活動法人 ねがいのいえの申請について全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤委員 利用予定者は全員同じ建物に住んでいるのか。

事業者 4階建てのアパートですが、大家の方の意向で、1階は車いすが入れるようになっているため、自然とそういった事情の方が集まっています。

伊藤委員 介護サービスを利用している方で、普段の外出などの送迎を希望されているということか。

事業者 はい。

伊藤委員 法人としての活動が長いと思うが、今回新規に事業者登録しようと思った動機

など伺いたい。

事業者 元々、通院などにおいて、送迎を依頼されるということはありませんでした。電車や介護タクシーを使っている方もいますが、年々具合が悪くなり、そういった交通機関等の利用が難しくなってきます。特に夏と冬は体調的に難しいことが多いです。そういったときに、ボランティアで車を出したこともありました。

伊藤委員 名簿に記載のある方以外にも、送迎を希望する方はいるか。

事業者 最初に新規登録の申請を出したのは昨年11月ですが、4月からサービスを利用している方から、希望の声を聞いております。

伊藤委員 普段介護サービスを利用している方の状態悪化に伴い、送迎等をボランティアで行ってきたということだが、今後そういった事情の方が増えると見込み、今回申請するに至ったということか。

事業者 はい。

雪竹委員 今後送迎が必要となる利用者が増える見込みというお話だが、介護サービスを利用しない、外部の方からの依頼についても対応はするのか。

事業者 外部の方についても対応していく予定です。ただ、迎車回送料金は徴収しないため、岩槻区など事業所から遠い地域の方は、対応が難しいと想定しています。

雪竹委員 近隣の方であれば対応していくということか。

事業者 はい。

県交通政策課 履歴事項全部証明書だが、県へ申請する際は、新しく取り直し原本を添付していただきたい。また、登録申請書の日付は、県へ提出する日付を改めて記載していただきたい。

伊藤委員 昨年の11月に申請したということだが、この5月までに送迎の相談があった場合はボランティアとして対応したのか。また、どういう事情で申請から協議まで時間がかかったのか。

事業者 相談があったときは、事情に応じて送迎を行いました。11月に一度申請した際は、利用者から収受する対価を、東京都のタクシー料金を参考に作成したところ、さいたま市の金額と齟齬があり、その修正が間に合わなかったため、今回の協議となりました。

伊藤委員 11月当時、この料金体系ではなかったということか。

- 事業者 はい。東京都における時間制のタクシー料金を参考に書類を作成していましたが、さいたま市のタクシー料金を参考に作り直したものです。
- 青木委員 書類の体裁の話だが、登録申請書の事務所名が未記入になっている箇所がある。
- 柳委員 県へ申請する際は入力願う。
- 奥田委員 乗務者はいるか。
- 事業者 2名配置予定です。
- 青木委員 運転者はいずれもセダン車両の運転者要件を満たしているため、乗務者の配置は必須ではない。名簿の記載は任意である。
- 柳委員 旅客名簿の入会年月日だが、法人の会員になった日か、有償運送の旅客に登録した日か、こういった日付を記載するものなのか。今回は新規登録のため、登録後に日付を記入するのか。
- 事業者 まだ有償運送の事業者として登録されていないため、「入会」はないと思い、記入しませんでした。
- 雪竹委員 事業者と利用者の契約年月日を記載する箇所なのか。
- 青木委員 旅客名簿はあくまで法人における利用者の名簿である。新規登録であっても、この欄は記入していただいて構わない。従来から法人のサービスを利用している人など、申請より古い日付がここに記載されるケースもある。福祉有償運送のみの利用を希望しているのであれば、入会予定と記載すると良い。その利用者が法人のサービスの利用を開始した日などで良い。
- 県交通政策課 県へ申請する際は、サービス利用開始日など、法人で説明のつく日付を記載していただきたい。
- 青木委員 法人のサービスを利用していないなら入会予定であること、サービスを利用しているならその入会日を記載する箇所である。

○特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish 退室

○特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish の申請について全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤委員 定款上、多くの事業を実施していると見受けられるが、主に何を行っているのか。また、旅客名簿の12名は、これらのうちいずれかのサービスを元々利用している方なのか、それもと福祉有償運送のみの利用を希望する方なのか。

事業者 主に庭掃除などの便利屋業を行っています。旅客名簿にある方々は、別法人で運営しているデイサービスの利用者です。この事業所の中で困りごとを抽出して、それらの対応のため設立したのが当法人です。このため、庭掃除などの便利屋業がメインとなっています。これに加え、移送サービスを行いたいと考え、今回申請しました。

伊藤委員 デイサービスは貴法人の定款にある事業ではないということか。

事業者 別の法人で実施しています。

県交通政策課 県へ提出する際は、申請書の日付を改めて記載していただきたい。また、履歴事項全部証明書については、新しく取り直したものの原本を添付していただきたい。

伊藤委員 運行管理体制について伺いたい。整備管理者が千葉県在住で、普段事業所にはいないものと推測するが、法人とはどのような関係の方か。また、運転者や運行管理責任者など、他の業務と兼任されているが、運転と運行管理は分担するような体制を組むことはできるか。

事業者 運転者と運行管理者は分けて考えています。運転者は名簿の2名に任せ、法人代表者でもある運行管理責任者は、運行管理専任で常駐します。整備管理者ですが、毎日千葉県から通勤しており、常駐できる体制となっております。

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス 退室

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービスの申請について全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料7に基づき説明

瀧口委員 念のための確認だが、資料1にあるガイドラインの改正に伴う本市運営協議会の対応については、次回運営協議会にて事務局から報告をもらえるということか。

事務局 6月の運営協議会事務局連絡会議での説明などを踏まえ、8月下旬開催予定の第2回本市運営協議会にて、改めて提案させていただきます。

以上